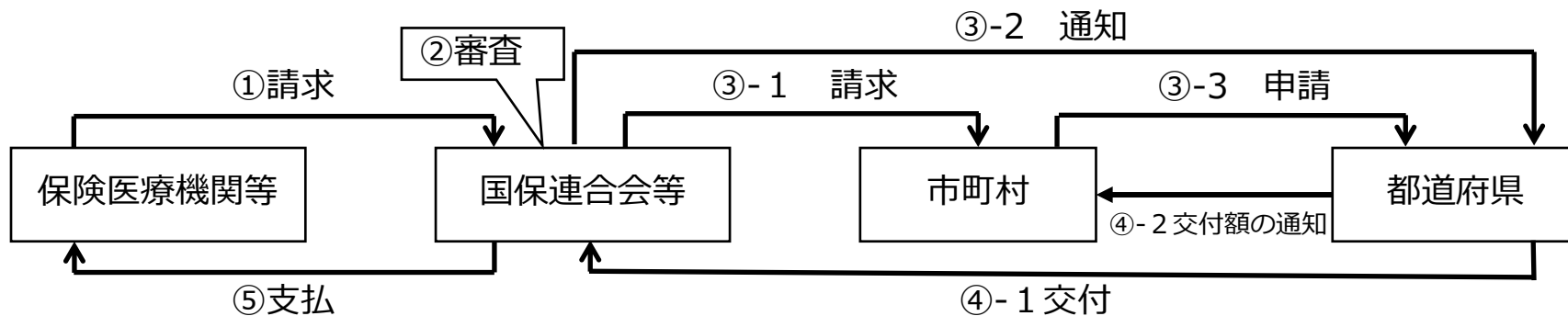


市町村から都道府県への申請事務を省略する場合の事務の流れ

- (1) 市町村から都道府県への申請事務を省略する場合の事務の流れとして、国保連合会等は市町村への請求と同時に、当該市町村の診療報酬支払分の総額を都道府県に対して通知する。(3-2)
- (2) 都道府県は国保連合会からの通知をもって、市町村からの申請があったものとみなし、国保連合会等に対して普通交付金を支払うと同時に市町村に交付額を通知する。(4-2)
- (3) 市町村は、国保連合会等からの請求額の通知と都道府県からの交付額の金額が一致することを確認する。(4-3)

現行



見直し後

